

植民地アルジェリアにおける行政町^{コミュン}村の形成

小山田 紀子

はじめに

1830年のアルジェ遠征に始まるフランスのアルジェリア植民地化は、イギリスの植民地（たとえば東アフリカ）における間接統治政策とは異なり、フランスの資本主義の発展段階でさまざまな政治的局面あるいは経済的要因によって、フランス人をアルジェリアに入植させる植民政策に特徴があった。フランス当局による一連の土地政策によって、原住民からフランス入植者（コロ）の手に移行した土地を基盤に入植村が創設され、ヨーロッパ系植民社会が形成されていくことになる。ここにおいて、原住民とヨーロッパ人入植者との摩擦・対立が引き起こされ、現地の植民地当局は、これらの対立をいかに押え込み、両者をどのように統治し共存させるか、の問題に直面することになる。そして、植民地支配体制の末端機構としての市町村制、つまり植民地行政町村の形成による支配システムが編み出されていく。

そこで本稿では、19世紀前半のフランス植民地化によって、「部族」に規定されると言われるアルジェリアの原住民社会がいかなる変容を遂げるのかを捉え、同時にヨーロッパ系入植者を組み込んだ植民地社会の実態を探るための分析単位として、植民地行政町村の形成を次の2つの政策から検討する。第1は、フランス人入植拠点の行政区の変遷と市町村体制の確立、第2は、原住民部族の解体と行政町村への統合である。そしてそれは、1875年以降、「自治町村」、「混合町村」、「原住民町村」の3種類の町村が共存する市町村体制として確立することになる。

ところで、植民地アルジェリアにおけるフランスの市町村制形成の歴史は、オスマン帝国支配下のトルコ統治行政機構からフランス植民地支配機構としての市町村体制への移行過程として捉えることがで

きる。しかし、21歳以上の成年男子すべての住民の政治的権利の平等原則の上に成り立つフランス市町村制の図式を、ヨーロッパ人入植者が形成する植民地社会にそのままあてはめることは、入植者側からの強い抵抗に会い、その移行は容易には進まなかった。彼らはムスリム原住民を政治的経済的に低い地位に保持しておきたいと考え、ムスリム住民の町村行政への参加のためのすべての権利を剥奪したいと願っていた。こうした入植者の意志によって、アルジェリアに形成された行政町村は、彼らの利益擁護のために変形させられ、フランス本国のそれとは異なるものとなった。植民地当局が行政町村の抜本的な改革に乗り出すのは、1956年になってからのことである。それに先立つ1954年11月1日、アルジェリア民族解放戦争が勃発し、植民地当局は民族解放戦線FLNと住民との分断をはかるため、住民再編成政策（住民強制移住政策）¹⁾を展開して新村落の創設を進める一方、市町村制の改革を迫られることになる。民族運動側は、1世紀前に宣言されていた町村行政の諸原則を実施すること、すなわち、すべての選挙区民によって選ばれた議員によって構成される町村議会が行政統治する一種類の町^{コミュン}村をアルジェリア全土に設けることを要求し、行政当局はそれに対応した根本的改革に着手せざるを得なくなる。しかし、この改革は戦争による混乱状況と1962年のアルジェリアの独立によって実現されることはなかった。

さて、フランス植民地支配期のアルジェリアの市町村制の形成と変化の歴史は、次の3つの段階に区分することができる。第1段階は市町村制形成の第一歩としての1830～1870年、第2段階は1870年代に成立した市町村制が制度的には変化せず、適用の成果が表われて実態が緩やかに変化する1870～1956年、

第3段階は市町村制の抜本的改革の時期となる1956～1959年である²⁾。本稿では、植民地化初期の第1段階(1830～1870年)の時期を中心に、フランスの市町村体制の形成確立の過程をみることにしたい。

1) Cornation (Michel), *Les regroupements de la décolonisation en Algérie*, Paris, Editions ouvrières, 1967.

2) Collot (Claude), *Les Institutions de l'Algérie durant la période coloniale (1830-1962)*, Marseille, 1987, p.81.

I ヨーロッパ人の入植と市町村制の確立

1830年に始まるフランスのアルジェリア植民地化は、原住民部族の抵抗を鎮圧する軍事的征服の時期をへて、1848年以降同化政策が開始される。政府の入植政策の進展とともに、1860年代から1870年代にかけて植民地統治行政制度が徐々に整っていくが、第三共和制の成立に伴い、それまでフランス陸軍省の管轄下で軍政が続いていたアルジェリア統治は、1871年に民政に移管した¹⁾。これ以後、植民人口はかなりの増加を見る。1880年において、フランス政府による植民拠点は496カ所²⁾にのぼり、土地政策によって原住民から収用された86万ha³⁾の土地が40万人余⁴⁾の入植者に分配され、さらに自由な土地売買によって16万5000ha⁵⁾がコロンの手に移行した。このような、ヨーロッパ人(主にフランス人)のアルジェリアへの入植は、特に農業植民に重点が置かれていたが、ヨーロッパ人入植者は当初試みた熱帯作物、綿花、タバコなどの導入に失敗し、植民者の農業経営は停滞を続けていた⁶⁾。ところが、1876年、フランスのブドウ栽培地域に害虫フィロクセラが発生したため、その後の12年間に生産量が8300万から2300万hl(ヘクトリットル)へと72%も低下するという事態が生じた⁷⁾。これを契機に1880年以降、アルジェリアにブドウ栽培が積極的に導入されることになる。ブドウ栽培は高収入の商品作物生産であり、ブドウ酒として輸出され、特に販路をフランス本国市場に依存して発展していくこととなり、アルジェリアの植民地経済の支柱としてのブドウ・モノカルチャー経済が形成されていった。他方、ヨーロッパ系移民の増加とその定着化は、

原住民社会の変容を招き、1863年元老院決議適用以降のフランス市町村制の導入によって、植民地の民族的な複合社会が形成されていくことになる。この植民地支配体制の末端機構としての市町村制度を通じて、ヨーロッパ人植民者は現地住民を支配するだけでなく、アルジェリア選出の国会議員を通じて本国政府に圧力をかけ、その結果、1898年にはアルジェリアに「財政審議会」が設置された。これは事実上の植民地議会であり、予算だけでなく行政全般についても発言権をもっていた⁸⁾。1900年には、「財政上の自治」が本国政府によって承認され、ここに植民者の利益を守るための植民地権力が樹立されて、植民地支配体制が確立されることになった。

本章では、ヨーロッパ人植民者によって形成されるアルジェリアの植民地社会の実態を探るための前提として、まずフランスの入植政策と植民の発展過程を19世紀末までの時期に限って概観しておくことにしよう。

1 入植政策と植民の発展

フランスの入植政策と植民の発展は、自由植民と政府的植民の2つの形態に区分できるが、それは主に政策担当者の思想と移民の送出国フランス側のプッシュ要因とに規定され、時期によってさまざまに変遷した。ここでは、ジロー Girault (A.)の研究⁹⁾に基づいて5つの時期区分を行ない、その特徴を明らかにする。

① 初期の自由植民(1830～1840年)

征服初期の10年間は軍隊占領期で無政府状態にあったが、征服当初からアルジェリアに自由植民が進められた¹⁰⁾。大胆不敵な人々は、アルジェリアの将来の不確実性と原住民の敵対行為にもかかわらず、土地を購入し、譲渡を願い出て、植民事業をすすめた。熱狂的な入植者は弾丸によって多くの人々を殺害し、村の創設を強行して、それに成功した。こうした自由植民に対して、政府は移民を奨励するどころか、むしろそれを阻止しようと努力した。こうした政府の動きは、当初はフランスがアルジェリアを領有するかどうかまだ確定していなかったという状況による。さらに少し後には、自由植民による農村

への入植人口が増加したため、これら入植民を保護する必要性が生じ、そのことがフランス軍の活動を妨げると考えられたのである。従って、この時期は自由植民の模索とそれに対する政府の移民阻止とによって特徴づけられ、政府による植民村は一村も建設されなかった。

② ビュジョー総督の政府的植民政策と1848年の農業コロニーの設置（1841～1851年）

1841年2月23日、ビュジョー Bugeaud がアルジェリア総督に任ぜられるやいなや、政府の移民阻止の政策は一変して積極的な植民地化が開始される。ビュジョー総督はアルジェリア征服を望んでおり、政府的植民政策の真の制定者となった。彼の政策とは、あらかじめ選定された防衛の容易な拠点に村を創設し、それから移民を村に置いて、彼らに、村落では建設用地を、農村では耕作地を譲渡するというものであった。これは無償譲渡の制度をとり、土地譲渡をうけた入植者は条件付きで土地所有者となることが規定された。すなわちまず、仮の土地権利証書をうけ、土地開発条件が履行された時、確定した土地権利証書を取得するものとされた¹¹⁾。

ビュジョー総督はこのシステムをさらに押し進めて、旧軍政のいくつかの拠点を選んで兵士たちにさえ、土地開発を請け負わせることを計画し、3つの軍事村を建設したが、それに必要な国家予算を議会在が拒否したため¹²⁾ この計画は失敗に終わり、1847年9月11日、ビュジョー総督は辞任に追いこまれた¹³⁾。

次に、1848年の二月革命に続いて、第二共和制下では、新たな政府的植民政策が試みられた。すなわち、二月革命後の事態の停滞によって、フランス政府が警戒していたパリの失業労働者をパリから追放するために、アルジェリアに農業コロニーを創設し、彼らをここに入植させようとする計画であった。従って、これはアルジェリア経済の新たな飛躍の発展をめざすものではなく、根拠のない空想的な試みとなった。政府は8月に、農業コロニー創設のための予算案5000万フランを国会に提出し、9月19日法案は国会を通過した。こうして、10月には、すべての志願者から成る最初の入植者がパリを出発した。こ

れを受け入れるために、アルジェリアの軍当局は、1か月以内で農業コロニーを組織するための作業にとりかかった。まず、土地調査を行い、将来創設すべき入植村の領域を確保すること、耕作の画地と菜園を画定すること、土地の一部を開墾すること、入植者の住居の建設、集落の主な道を整備すること、住民のために水の問題を解決すること、新拠点に到着するための道と開発のための道路の建設、必要な農業資材の調達、賃貸家畜と飼料と種子の供給を準備すること、最後に、移民を指導し、忠告を与え、教育する責任を与えられた特別行政官を選んで設置することが軍当局に課せられた¹⁴⁾。

入植者が到着し始めた時、村の見取図が示され、いくつかの仮のバラックが建てられ、何 ha かの土地が開墾されていた。そして、入植者は到着時に、国家から次のものを無償で支給されることが約束された。すなわち住居としてレンガ作りの家1軒と庭、耕作のための2～6haの画地、農具、種子、耕作家畜である。そして、国家は3年間、入植者に食糧の割当量を配給した。国家との契約による3年の期限が満期になった時、譲渡された画地を開墾したと認められた入植者は、その土地に確定した権利を証明する土地所有権利証書を受け取った。逆の場合には、入植者は立ち退きを命じられ、政府は土地を取り上げた。この1848年の農業コロニーの計画は、全体としては約2万人の入植者をアルジェリアに入植させるために、2800万フラン以上が浪費された。3年後、その半数の入植者は死亡したり、フランスに帰国したため、その成果は見るべきものはなかったといわれる¹⁵⁾。

以上、第2期の10年間はず、ビュジョー総督の政府的植民政策が発展し、1848年の農業コロニーと合わせると、創設された村落は126村〔表2、30頁〕にのぼり、合計9万3909人¹⁶⁾の移民が入植した。

③ ナポレオン三世治下の植民政策の停滞（1851～1870年）

第二帝制下の前半の10年間は、政府的植民と自由植民の両方が進められ、失敗をくり返しながらも、植民の進展はある程度みられた。しかし、後半の10年はナポレオン三世の政策で植民事業が停止した時

期であった。

1853年4月26日政令は、セティフ^{テッレ} Sétif 近郊に良地2万haをジュネーブ会社 Compagnie genevoise に譲渡した。これは、10村落(1村が50戸より成る)の建設と土地開発を会社が請負うという条件の下でなされた。しかし、数年後にはこの計画は失敗し、入植者は破産したこれらの村々を見捨てて立ち去り、以後、ジュネーブ会社は原住民にこの土地を貸与することに甘んじた¹⁷⁾。

こうした第二帝制による植民事業の努力は失敗と浪費をくり返しながらも、植民地化は徐々に進展した。1860年までの第二帝制の初期の数年間に、85の新村落が創設され¹⁸⁾、同時に自由植民が発達した。

ところが、第二帝制後半の10年間は、植民事業が停止した。ナポレオン三世が1863年2月6日命令で発表したアラブ王国構想は、アルジェリアを軍事上の一属国とみなし、経済上の利益はないとする考え方であったため、政府による入植は停止され、入植者の反抗を生むことになった。植民のための国有地の譲渡に関しては、すでに1860年7月25日政令が土地売却制度(有償)を発表し、1864年12月30日政令^{テッレ}によって無償譲渡制度の廃止が決められたが、このことも植民の発展を阻害する要因となった。こうして、1864年から1869年の間、いかなる新村落も創設されなかった¹⁹⁾。1861年から1870年の10年間をとってみても、創設されたのは21村にすぎない²⁰⁾。売却に付された国有地は、大部分が原住民によって購入され、また、ヨーロッパ人によって買い取られた土地も、再び原住民に売却されるものが多かった。

しかし、皇帝ナポレオン三世は、一方では資本主義大会社に特権を与えた。1865年、オラン州のアブラ Habra 平原の衛生状態の改善と開拓のために設立されたアブラ・マクタ会社 Société de l'Habra et de la Macta 会社や、1865年に設立されたアルジェリア会社 Société générale algérienne の例をみることができる。しかし、この試みは、植民の発達という観点からすると、ほとんど成果をあげるには至らなかった。

④ 第三共和制初期の植民政策の発展(1871~1883年)

第二帝制末期における自由主義の抵抗は、こうしたナポレオン三世の政策による植民地化の停滞に対するアルジェリア入植者の抗議の表明となって爆発した(1870年9月アルジェ・コミューン)。そして、1871年以後、再び入植が発展する。1870~1871年の普仏戦争敗北後、フランス人でありたいと望むアルザス・ロレーヌ人がアルジェリアに呼び寄せられた。すなわち、ドイツ帝国に併合されたアルザス・ロレーヌ地方出身の1183家族は、国とアルザス・ロレーヌ保護協会の配慮によって、アルジェリアに移住した。1871年10月16日政令は、アルジェリアにおける10万haの土地をアルザス・ロレーヌ人に無償譲渡することを規定した。この努力は、期待されたほどの結果を生み出せなかったとは言え、かつて、アルザスの工場で働いていた入植者たちは、アルジェリアでは、農業によって、かろうじて生計を維持することができるようになった。そして、この移民はアルジェリアにおけるフランス人人口をかなり増加させた²¹⁾。

他方、フランス当局は、ヨーロッパ生れのすべてのフランス人入植者に対しても無償譲渡の制度を復活し、ヨーロッパ人拠点の創設拡張による政府的植民政策を再開した。1871年10月16日政令^{テッレ}によって植民地賃貸借契約が次のように設定された。すなわち、土地の譲渡人は9年間(1874年にはこれは5年に短縮される)、その土地に居住することを必要とし、この期間中、彼は借地人でしかなく地代を支払わなければならない。そしてこの期間を経過した時、土地所有者となるものとする²²⁾。その後、新たな便宜がこの規定に付け加えられるが、このような改革は、アルジェリアに移住を望むフランス人に対して、土地を獲得していく上で可能な限り優遇措置を与え、法律によって移民の権利を守っていかうとするものであった。こうして、第三共和制の初期の10年余は、特に1873年以降のフランス経済の不況期における帝国主義の高揚を背景として、アルジェリアへの入植が発展した。そして、1870~1880年の10年間に264村落が政府によって創設された〔表2〕。

⑤ 政府的植民政策の低下(1883年以降)

前期の植民の発展の10年後、公有地の大部分は入

植者のために譲渡しつくされたために、政府は新たな対策を打ち出す必要にせまられた。1883年、政府は、“5000万 (50millions)” と称する有名な草案を議院に提出した。その目的は、30万haの土地を原住民から収用し、そこに入植のための175の新村落を創設することであったが、この草案は、下院において否決されたため実現しなかった。これ以後毎年、植民地予算は徐々に落ち込んでいき、若干の新村落の建設と既設村落の拡張とに甘んじることになった²³⁾。

以上、植民地化初期から19世紀末までの自由植民と政府の入植政策の結果、アルジェリアには63万人余のヨーロッパ系植民者が定住し〔表1〕、創設された入植村落は、政府的植民によるものに限っても約700拠点にものぼった〔表2〕。このようにして創設された入植拠点に対して現地ではどのような統治行政制度が整備されていくのだろうか。次に入植拠点を中心に形成される市町村制の導入からみていくことにしよう。

2 入植拠点の行政と市町村制の確立

フランスの征服は、かつてのオスマン帝国支配地の占領から始まり、次第に原住民部族地にその勢力を拡大していくが、それは植民地化の進展に応じて民政区と軍政区に区分され、1902年12月24日法²⁴⁾によって南部領サハラと北部領の境界が画定するまで、民政区、軍政区のそれぞれが拡大していく。まず、アルジェリアの行政区の変遷をみておこう。

1845年4月15日命 令 (ordonnance) は海岸線に沿って垂直に、アルジェリアを3州 (province) に分割したが、それはフランス征服以前のオスマン帝国支配下の行政区に基づくものであった。すなわち、オスマン帝国のアルジェ Alger 領は、その統治者デイ (Dey) の直轄領ダール・エス・ソルタン (Dar-es-Soltan) —アルジェ周辺—および3人の地方長官ベイ (Bey) が統治する3つの行政区域ベイリク (Beylik) —東のコンスタンチヌ Constantine 州、中央のティトゥリー Titteri 州、西のオラン Oran 州—に分割されていた²⁵⁾。そこへフランスは地中海沿岸のアルジェ、ボヌ Bône、オランの3地点から侵略を開始し、これらの拠点から

表1 入植移民の人口変動(1833~1954年)

調査年	入植人口	調査対象期間毎の増加数	
		自然増加	移民による増加
1833	7,812	—	—
1836	14,561	- 355	+ 7,104
1841	37,374	- 1,711	+ 24,524
1846	95,321	- 3,688	+ 61,635
1851	131,283	- 10,790	+ 46,752
1856	159,292	- 3,873	+ 31,882
1861	192,746	+ 3,416	+ 30,038
1866	217,990	+ 12,282	+ 12,962
1872	245,117	- 3,923	+ 31,050
1876	344,749	+ 7,547	+ 57,511
1881	412,435	+ 9,274	+ 58,412
1886	464,820	+ 14,398	+ 37,987
1891	530,924	+ 14,902	+ 51,202
1896	578,480	+ 18,909	+ 28,647
1901	633,850	+ 26,922	+ 28,448
1906	680,263	+ 27,418	+ 18,995
1911	752,043	+ 38,082	+ 33,698
1916	779,654	+ 38,415	- 10,804
1921	791,370	- 11,725	+ 23,442
1926	833,359	+ 38,041	+ 3,948
1931	881,584	+ 34,865	+ 13,360
1936	946,013	+ 40,323	+ 24,106
1948	922,272	+ 80,359	- 76,277
1954	984,031	+ 63,940	- 2,181

典拠：Henni (Ahmed), *La colonisation agraire et le sous-développement en Algérie*, Alger, 1982, p. 82.

表2 政府的植民

年 度	創設された入植村の数	国家により植民者に提供された土地 (ha)
1830-1840		2,743
1841-1850	126	115,000
1851-1860	85	251,550
1861-1870	21	116,000
1871-1880	264	401,099
1881-1890	107	176,000
1891-1900	103	120,097
1901-1920	199	200,000
1921-1937	70	294,916

合計……1,657,405

典拠：表1に同じ。同書34頁の“Annuaire statistique 1927”より作成。

フランスの影響が放射状に広がっていった。

1848年になると、同化政策の適用によって、これら3州の中の民政区は3県と改められたが、このようにして設定されたアルジェリアの県は、現地の地理的条件を無視したものであり、それは抵抗部族の反乱地域の分断をも意図していた。たとえばカビリー山地 la Kabylie は、アルジェ県とコンスタンチヌ県とに、シェリフ溪谷 Vallée du Chélif はア

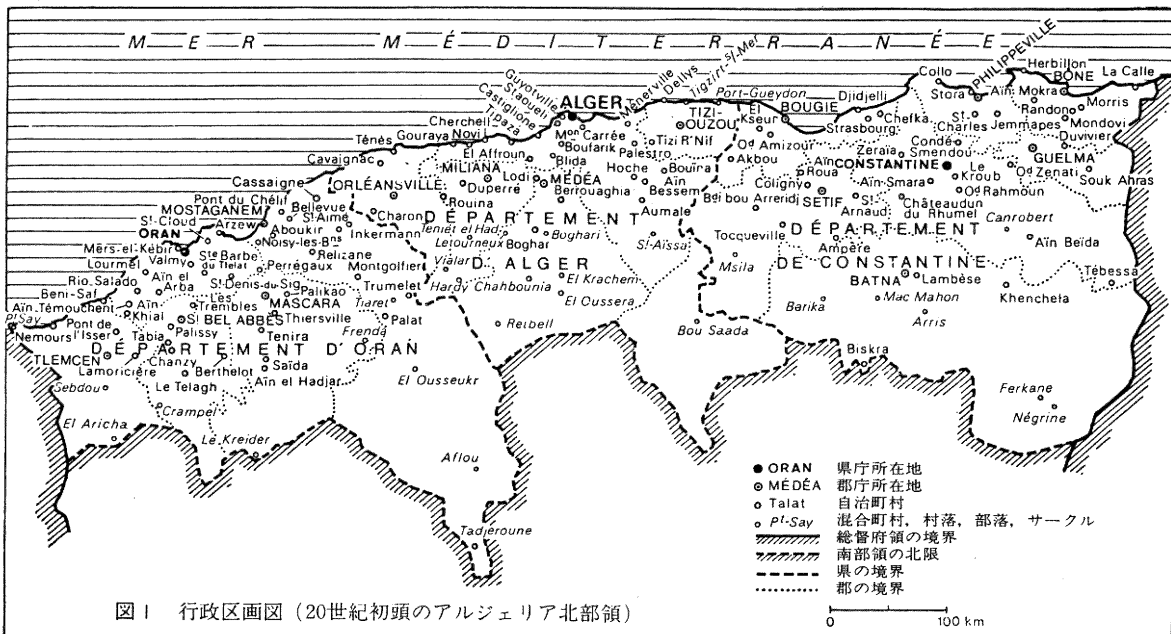


図1 行政区画図(20世紀初頭のアルジェリア北部領)

典拠: Ageron (Ch.-R.), *Les Algériens musulmans et la France*, Paris, 1968.

ルジェ県とオラン県とに分断された。

また、海岸に沿って平行に、南北には民政区と軍政区とに分けられた。1845年に分割された3つの行政区域——民政区 (territoires civils), 混合区 (territoires mixtes), アラブ区 (territoires arabes) ——は、1848年に混合区とアラブ区が統廃合されて軍政区となり、それ以後、民政区と軍政区のそれぞれが領域を拡張していく。

特に民政区の拡張が急速に進められ、1870年には1万2793km²²⁶⁾、ド・ゲイドン De Gueydon 元帥 (1871~73年) の下では3万1520km²に、後任のシャンズィ Chanzy 将軍 (1873~1879年) によって4万8650km² (1878年) に達した。アルベール・グレヴィ Albert Grévy 総督 (1879~1881年) の下では2倍になり、1881年末に民政区は10万4830km²となり²⁷⁾、20世紀初頭には12万8722km²に及んだ。他方、軍政区は、1901年調査で面積35万km²で人口は58万8816人であった。

各県の民政区はさらに郡 (arrondissement) に分けられ、3県で合計17郡に区分された〔図1〕。この郡は面積の点からすると、フランスの県 (département) に等しい区画である。さらに下位のカントン (canton) は存在せず、各郡は市町村 (commune) に分割された。市町村はフランス人居住者

の多寡によって、3つの種類に分類される。

まず、フランス人が多数である場合は、「自治町村 (完全施行町村 commune de plein exercice)」となり町村議会が町村長の選出や予算等の決定権限をもっていたが、アルジェリア人の議員のみは任命制で、人口比にかかわらず、定数の4分の1以下に制限されていた²⁸⁾。これは民政区のみが存在する。次に、フランス人が少数の場合は、「混合町村 (commune mixte)」と規定され、民政区と軍政区の両方に存在した。民政区の「混合町村」は、文官行政官が行政権を行使し、フランス人が増加すると、第1の「自治町村」に昇格することになっていた。軍政区の「混合町村」は、軍人行政官の統治下におかれた。次に第3の「原住民町村 (commune indigène)」は、フランス人がまったくいない南部地方の軍政区にのみ設けられた。

以下では、ヨーロッパ人入植拠点の行政区の変遷を中心に、フランスによる市町村制の導入とこれら3種類の町村の形成過程をみていくことにしよう。なお、フランスでは、郡の下位行政区「コミューン」は日本における市・町・村の区別はなく、1つの行政区画を示すのであるが、本稿では、都市における「市」、その他の地域における「町村」、あるいは地方行政全体を指す「コミューン制」という

言葉を「市町村制」などとした。そして、この「町村」という言葉は、植民地アルジェリアにおいては実態に対応して伸縮自在に変化する概念と捉えておきたい。

1834年アルジェリア併合令が發布されてから、アルジェリアに5つの「コミュン（市）」（アルジェ、オラン、ボーン、ブジBougie、モスタガネムMostaganem）が設置され、それぞれ固有の予算を有した。市長が任命され、市議会は総督府によって選ばれたフランス人と原住民とから構成された。

このような5都市のフランス占領拠点とは別に、この時期の占領地域の行政区画はいくつかの管区（district）に区分された。この管区において、既存の都市とは別に、フランスの行政当局はヨーロッパ人の植民拠点を建設しようと急いだ。それらの拠点の行政的管理のために、1840年には、1834年9月1日命令で規定された民政委員が設けられた。民政委員は行政官であると同時に管区長、判事、警察署長をも兼任した。しかし、管区は独立の予算をもたず、その上、民政委員は管区のヨーロッパ人入植拠点しか行政統治しなかった。原住民は特別組織であるアラブ局（Bureau Arabe）によって統治された。しかし、民政委員はアラブ局の将校を想起させるものであった。

1847年になると、ある一定の発達を遂げた植民拠点（centre）は「町村」に編入されることが規定された（1847年9月28日命令）。これは1837年のフランス本国の「コミュン法」を模倣したもので、各「町村」には町村長1名、助役数名、総督が任命した町村議会（conseil municipal）が置かれ、独立予算を獲得した。

1848年になると、同化政策の適用の結果、“選挙の原則”が立てられ、選挙権および被選挙資格が条件付でムスリム原住民、ユダヤ系原住民、外国人に認められた。しかし、この規定は数年後の1854年7月8日政令によって廃止され、1847年命令の規定を復活した。また、1856年4月1日政令はフランスの伝統にさらに近い行政体系を規定することになる。総督は、法令により、入植村落に村落委員会（commissions syndicales）を創設することができるようになる。この村落委員会の役割は、町村の

財産、あるいは町村のものともみなされる財産の管理、道路に関して町村議会に帰属した権限の執行、民政委員の権力のもとでの町村予算の確定であった。これらの措置の目的は、入植民人口を町村に集中させ、町村体制を確立することであった。

1865年以後、これらの町村に新たな改革が起こることになる。1866年12月27日政令は、原住民および外国人もまた投票権を有することとなし、選挙によって町村議会（conseils municipaux）を設置することが規定され、1848年の原則に戻った。

これらの入植拠点（入植村落）は、ある程度の規模に達するにしたがって、1866年12月27日政令により「自治町村」に昇格した。一定の規模に達しない他の入植拠点は、1868年5月20日命令により創設された混合町村（後述）のなかに統合された。この新しい「市町村制」は、1868年12月19日政令によって補完されて1869年1月1日以降、民政区全体に適用され、同時にアラブ局の廃止が決定された。これ以後、民政区における原住民は市町村当局によって行政統治されることになった²⁹⁾。ここにおいて、民政区における市町村体制が発足したのである。

次に軍政区における類似の改革は、1868年5月20日命令をもって実施された。その窮極の目的は、ムスリム住民にフランス市町村制度の運用を周知させ、地方の行政管理において、ヨーロッパ人と原住民の2つの共同体を結びつけることであった。しかし、1868年5月20日政令では、2種類の町村が創設された。すなわち、ヨーロッパ人が存在するか不在であるかによって「混合町村」と「準町村（形成途上町村 commune subdirisionnaire）」とに分けられた³⁰⁾。

混合町村は1名の将校を委員長とする「町村」委員会によって行政統治され、その委員は町村長が指名するものとした。「準町村」はその町村の司令官がこれを行政統治し、準町村会がこれを補佐する。その後、「準町村」は1874年11月13日命令によって「原住民町村（commune indigène）」（第II章で述べる）に代替されることが規定され、1875年1月1日以後実施された³¹⁾。

こうしてアルジェリアには、フランス植民地支配体制の末端機構として、「自治町村」、「混合町村」、

「原住民町村」の3種類の町村が共存する^{コミュニティ}市町村体制が制度的には確立したのである。それでは実際にこの^{コミュニティ}市町村制の導入によって、アルジェリアにはどれほどの町村が成立したのだろうか。次に20世紀初頭にいたる30年余の成果を、数量的に概観しておく。

まず、1866年12月27日政令で規定され、1868年8月18日政令で完成された「自治町村」は当初80^{デクレ}町村への適用が予定されたが、1869年には96町村が成立し、シャンズィ將軍の下での増設によって、1879年には176町村になった。一方、1868年5月20日政令で規定された「混合町村」は、ド・ゲイドン元帥（1871～1873年）の下では、「カントン区（circonscriptions cantonales）」として広範に設定され、原住民管理をフランス人区長に委ねるのではなく、民政委員あるいは軍政委員に委嘱した。ド・ゲイドン元帥は入植者と意見を同じくし、原住民首長を排除してアラブ人組織の勢力を完全に消滅させたいと考えていたのである。後任のシャンズィ將軍（1873～1879年）はアラブ局の元将校であり、同化政策、植民地化を礼賛しながらも、^{コミュニティ}入植者の願望に反して、「カントン区」設定に際しては、旧来の「混合町村」の名をそのまま残して広く一般化した。初代文民総督となったアルベール・グレヴィ（1879～1881年）は、軍事行政を大幅に削減し、1881年末民政区（10万4830km²）には、自治町村196、混合町村77が成立した³²。

ところで、自治町村は、フランス本国の^{コミュニティ}町村とは全く共通性のないものであったと言えよう。21歳以上のすべての成年男子の政治的権利の平等原則の上に成り立つフランスの^{コミュニティ}町村モデルを植民地社会に適用することは、ムスリム原住民を政治的・経済的に低い地位に保持したいとする入植者の強い願望によって妨げられた³³。1879年には、自治町村の3分の1が1万ha以上の土地を所有しており、なかには3万haに達する例もあった。後に述べる原住民村^{ドゥアール}落は実際には、自治町村に密接しており、その財源潤沢に大幅に寄与していた。その後自治町村が増加して（1884年209町村、1900年261町村）、1自治町村当たりの領域面積は減少したが、原住民村^{ドゥアール}落からの「吸い上げ方式」は維持された。ヨ-

表3 アルジェリアにおける^{コミュニティ}町村の分布（1900年）

町 の 種 類	統 治 区 分	ア ル ジ ェ 県	オ ラ ン 県	コ ン ス タ ン チ ヌ 県	計
自 治 町 村	民 政 区	106	82	73	261
	軍 政 区	21	18	34	73
混 合 町 村	軍 政 区	3	3	0	6
原 住 民 町 村	軍 政 区	5	2	5	12

典拠：Girault (Arthur), *Principes de colonisation et de législation coloniale*, Paris, 1904, pp. 407-410. より作成。

ロッパ人町村長は、監視を受けることなく、ヨーロッパ人の利害にそった予算を組み原住民納税者に思いのままに課税した。自治町村はいわば「原住民を喰って生きていた」³⁴のである。一方、混合町村は「カントン区制」を受け継いだため、面積は自治町村をしのいだ。その平均規模は、1混合町村当り、面積11万3000ha、住民数2万人（ほぼ全員がムスリム住民）であった。混合町村は民政区と軍政区の両方に存在し、その行政統治は、民政区では制服を着た行政官が、軍政区では将校がその任にあたった。1900年には混合町村の数は、民政区73、軍政区6を数えた。混合町村はいずれは自治町村になることが予定されていたが、ムスリム住民にとっては幸いにも、その移行は非常に緩やかであった。最後に原住民町村は軍政区のみを設置されており、一般のヨーロッパ人入植者は存在しなかった。原住民問題担当将校によって統治された原住民町村は、1900年時、12町村あった。

なお、軍政区について補足すると、民政区が郡に区分されるのに対して、軍政区は分管区（sub-division）に分かれ、この分管区の中に「混合町村」と「原住民町村」とが含まれるのである。軍政区では町村数が少ないことから、各町村の面積が広大であることは明白であろう。

以上、1900年において設置されていた3種類の町村の分布数をまとめると表3のとおりである。

最後に南部領について述べておく。1902年12月24日法は、先述のように新たに南部領を創設することによって、北部の軍政区の拡大に終止符を打った。それは、アルジェ州、コンスタンチヌ州、オラン州の各軍政区が南部に向かって無限に拡大することはできないという原理に基づき、サハラをアルジェ

リアと区別したのである。こうして、南部領はアラブ局 (Bureaux arabes) を後に引き継いだ南部領総局 (Direction des Territoires du Sud) によって行政統治され、予算も北部とは区別された。1902年法第1条によると、南部領は7つの行政区サークル (cercle) に区分された³⁵⁾。

- 1) Girault (Arthur), *Principes de colonisation et de législation coloniale*, Paris, 1904.
- 2) Henni (Ahmed), *La colonisation agraire et le sous-développement en Algérie*, Alger, 1982, p.34.
- 3) Benachenhou (Abdellatif), *Formation du sous-développement en Algérie (1830-1962)*, Alger, 1987, p.72.
- 4) Henni (A.), *op.cit.*, p.82.
- 5) Benachenhou (A.), *op.cit.*, p.72.
- 6) 宮治一雄『アフリカ現代史V 北アフリカ』1978年, 山川出版社, 72-74頁。
- 7) フィロクセラ (phylloxéra) は、ごく小さいあぶら虫で、ブドウの木の根を食い、根を枯らす害虫である。
L. ベルネ, R. ブランション, M. バレスト, J. マシエックス編著, 井上幸治他編訳「フランス3」(『世界の教科書; 歴史』), 1981年, ほるぷ出版, 182頁。
- 8) 宮治一雄, 前掲書, 66-67頁。
- 9) Girault (A.), *op.cit.*, pp.612-618.
- 10) *Ibid.*, pp.612-613.
- 11) Girault (A.), *op.cit.*, pp.607-613.
- 12) Julien (Charles-André), *Histoire de l'Algérie contemporaine*, 1964, Paris, pp.503-505.
- 13) Girault (A.), *op.cit.*, p.613.
- 14) Boyer (Pierre), *Notice sur les douze colonies agricoles créées par les volontaires parisiens dans le département d'Alger*, 1950 (?) .
- 15) Girault (A.), *op.cit.*, pp.613-614.
- 16) 本稿〔表1〕より算定した数字。
- 17) Girault (A.), *op.cit.*, pp.613-614.
- 18) Henni (A.), *op.cit.*, p.34.
- 19) Girault (A.), *op.cit.*, pp.608-614.
- 20) Henni (A.), *op.cit.*, p.34.
- 21) Girault (A.), *op.cit.*, pp.609-615.
- 22) *Ibid.*, pp.610-615.
- 23) *Ibid.*, pp.615-616.
- 24) 1902年12月24日法はアルジェリア北部領と南部領サハラとの境界を画定した。Girault (A.), *op.cit.*, pp.409-410.

25) 拙稿「フランス植民地化前アルジェリアの土地制度」『国際関係学研究』津田塾大学, No. 8, 1982, 74頁。

- 26) Girault (A.), *op.cit.*, p.409.
- 27) Ageron (Charles-Robert), *Histoire de l'Algérie contemporaine*, Paris, P.U.F., (Q. S. J. No.400) 1974, pp.45-46.
- 28) Girault (A.), *op.cit.*, p.423.
- 29) *Ibid.*, p.421.
- 30) Collot (C.), *op.cit.*, p.89.
- 31) Girault (A.), *op.cit.*, p.421.
- 32) Ageron (Ch.-R.), *op.cit.*, pp.46-47.
- 33) Collot (C.), *op.cit.*, p.81.
- 34) Ageron (Ch.-R.), *op.cit.*, p.46.
- 35) Girault (A.), *op.cit.*, pp.409-410.

II 原住民部族の植民地行政町村への統合

前章では、ヨーロッパ人入植拠点の行政区の変遷を中心に、アルジェリアにおける市町村体制の確立過程をみてきた。以上のような、ヨーロッパ人入植拠点の増設と、それらの「自治町村」への昇格あるいは「混合町村」への統合の一方では、原住民部族に対する政策がすすめられた。それは、アブデルカーデルの対仏抵抗運動をはじめとする初期の原住民部族の抵抗が鎮圧され、同化政策が開始される1848年以降1868年にかけて、三段階に区別できる¹⁾。そして、それぞれの段階において、次第に軍政区は、フランス市町村制に基づいて組織化され改変されていった。1863年以前の第一段階の政策は、オスマン帝国支配下の行政組織の名残りを解体して、部族を行政の基本的中核とすることにあつた。1863年の元老院決議は部族を村落ドゥアール (douar) に分割改変し、また遊牧部族の単位の代わりに、村落という別の行政単位を設けた。これが第二段階である。次に第三段階は、1868年5月20日総督令をもって始まる。この命令は軍政区全域を町村——すなわち「混合町村」と「準町村」——に分割することを決定した。

以下では、前章でみてきた、ヨーロッパ人入植者を中心に形成された行政町村に、原住民がいかにして統合されていったのか、その過程を3つの段階を追ってたどることにしたい。

1 部族の確定 (1848~1863年)

フランス征服以前のアルジェリアの原住民社会の基本的性格は、オスマン帝国侵入以前の15世紀に形成されていたベルベル系・アラブ系の部族社会に求められ、それは16世紀以降のオスマン帝国支配によっても、また19世紀初期のフランス植民地化によっても根本的変革を受けなかった²⁾。フランスは部族の抵抗を押さえ、植民地支配を確立していくために、現地社会の実態を調査することから始めなければならなかった。フランスの植民地行政官であったリン Rinn (Louis) は、植民地化前夜のアルジェリアにはどれだけの部族が存在したかを調査研究し、516部族(あるいは社会集団)をトルコ権力をめぐって次のように分類している(表4)³⁾。

表4 フランス征服前夜のアルジェリアの社会集団

マフザン部族(トルコ支配機構に組み込まれた特権部族)	126	合計516
ライヤ部族(被支配部族)	104	
同盟集団	86	
独立集団	200	

フランス征服時のアルジェリアは、人口が約300万人と推定され⁴⁾、そのうちの90~95%を農民層が占める農業社会であった。オスマン帝国下のアルジェ領のデイ総督府において最高の権力をもつトルコ人支配階層は、主に都市に居住するトルコ人軍人から構成され、農民層に対する土地の所有権と税徴収の権利とを組み合わせた搾取形態の中で、さまざまな依存関係、対立関係によって結ばれていた⁵⁾。

フランスのアルジェリア征服によって、トルコ支配は完全に崩壊し、フランス当局は今度は原住民部族の抵抗の鎮圧に乗り出す。軍事的征服の時期(1847年まで)、原住民政策はいかにあるべきかについて、フランスの学者間で延々と議論され熱烈な論争が展開された。植民地化を押しすすめることで徐々に部族の撃退をはかるのがよいとする者、共存説を説く理論家、「合併主義」の理想家等、さまざまな意見が表明されたが、これらの理論・論争は、フランス政府やアルジェリアの将軍たちに現実的な解決の道を与えるものとはならなかった。原住民政策の一元化は1848年を待たねばならなかった。

さて、原住民政策を担っていくアラブ局(Bureau arabe)は、初期の将軍たちの経験に基づ

いて組織化されていった。アラブ局の設置に踏み切り、最初にそれを動かしたのは、ラ・モリシエール La Moricière (1833~34年)である⁶⁾。その後、1837年4月15日、ダムレモン Damrémont がアラブ問題担当局(direction des affaires arabes)と改め、ペリシエ・ド・レイノ Pellisier de Reynaud (1837~1839年)に委託し、ペリシエはヴァレ将軍 Maréchal Valée と対立する1839年初めまで同局を担当した。ヴァレ将軍によって廃止されたアラブ問題担当局は、ビュージュ Bugeaud 将軍によって、1841年8月16日命令(arrêté)をもって再び設置され、新任局長にドウマ Daumas (1841~1847年)が任命された⁷⁾。ドウマは、アブデルカーデルの組織を研究し、支配階層に属するアラブ人首長に現地部族の支配を委ねる間接統治が良策であると、ビュージュに進言した。こうして「アラブ問題担当局」は、フランス側の命令と原住民首長との仲介役としての機能を果たすことになった。1844年2月1日命令で、新たに各州に下位部局(direction divisionnaire)が設けられ、各分管区(subdivision)あるいは下位区域サークルにアラブ局が組織された。その構成員となった役人や通訳は、アラビア語をあやつり、イスラム社会に溶け込んでいった。彼らは早くも直接統治への移行に心を動かされていたが、ビュージュとドウマは公式命令でこれを禁止した。それよりも、あまりにも拡大しすぎた原住民の指導権を可能な限り粉碎せよと命じた。現地の支配層は利用されながら徐々に崩壊していった。こうして原住民に対する行政の要は再びアラブ局役人の手に移った。アラブ局は原住民部族の支配と保護の混合政策⁸⁾をとったため、初期の入植者たちの激しい憎悪を招き、ついにはアラブ問題担当局は、原住民に荷担する行動をとったとして議会に告発され、政府から譴責を受けた。

1848年になると同化政策の開始によって各州の「民政区」は3つの県に昇格し(1848年12月9日命令⁹⁾、各県は郡に分かれ、さらに町^{コミューン}村が設けられて、それぞれ知事、副知事、町村長によって行政統治された。一方、「軍政区」と改められた旧「混合区」と「アラブ区」は、陸軍少将(généraux de division)と分管区少将(généraux de subdi-

vision)の管轄にとどまり、原住民首長による間接統治がアラブ局によって続行された。他方、アラブ問題担当中央局は、植民者の攻撃の矢面に立たされて廃止された⁹⁾。

さて、1848年以降、現地のアラブ局は、部族を直接統治する方向に向かうのだが、この政策はどのようにして実施されたのであろうか。アラブ局の政策はまず、基本単位として「部族」という単位を採用し、その領域を確定し部族を組織化することにあった。

オスマン帝国下、トルコ人により踏襲された公的な基本区域の単位は、社会経済的な生きた核の集合体である部族(フランス語のtribu^{トリビュ}またはアラビア語のferka^{フェルカ})であった。しかし実際には部族は安定したまとまりのある集団を形成してはいなかった。ある若干の部族は消滅し(たとえばブ・サアダ Bou-Saâdaの北部のウーレッド・シディ・ハジュレス Ouled Sidi Hadjeres 族)、また新たに形成される部族もあった(たとえばベルアギア Berrouaghia 南部のルバイア Rebaia 族)。アラブ局のねらいは、戦争によって離散した部族を再編成すること、そして彼らの境界を確定することによって、彼らを多少なりとも土地に定着させることであった。実際には、必ずしも常には旧来の単位を考慮せずに部族の手直しが行われた。たとえば、1854年、シェリフ Chélif 平原のウーレッド・シディ・ベン・シャア Ouled Sidl Ben Chaa 族は、以前はアケルマ・シェラガ Akerma Cheraga 族に属していたのだったが、ムハル Mehal 族に併合された。ウーレッド・アハメド・ベン・スルタン Ouled Ahmed Ben Soultan のフェルカは、それまでは一人のカイドを戴いており、したがって一つの行政単位を構成していたのであるが、これがアケルマ・シェラガ族に併合された¹⁰⁾。この部族の組織化という長い作業はヨーロッパ人の入植と、入植者に土地を与えようとするフランス政府の願望により急がされ、また同時に混乱させられた。その結果、カントンヌマン(cantonnement)政策の考えが生まれた。この政策によると、部族はそれ自身が占有する以上の土地を所有しており、従ってその領土を区分けし、その一部を放棄させ、残りの部分が彼らの所有となる、

というものであった。アラブ局はこの政策に対して反発し、ときどきその反対意見を通すことに成功した。

これと平行して、アラブ局による間接統治は、現地人の主な首長の介在を排除することにより、部族の直接統治になるような傾向をもった。この観点からすると、1858年までオスマン帝国支配時代の統治行政機構の各段階の長であったカリファ(khalifas)、バシャガ(bachaghas)、アガ(aghass)を介して上から統治していたアラブ担当局と、1858年以降の、フランス式に、行政当局と部族の長との間にカリファ、バシャガのような介在者をも排除しようとしながら現場で統治する、アラブ局とを区別することができる。現役のアガやバシャガは次第に肩書きは立派だが、それ相応の権威を持たない無用な要素になっていった。たとえばコンスタンチヌ地方では、将軍たちは原住民の首長の漸進的弱体化政策を行った。特に彼らの個人的特権を徐々に剝奪した。また他方、部族の首長であるカイドやシャイフたちは次第に単なる執行職員のようなものになっていった。

こうして、原住民政策は徐々に部族の直接統治の方向に進んでいった。しかしその後まもなく、1863年4月と5月の2つの元老院決議により、部族が村落(douar^{ドゥアール})に分割改変されるとともに、事態はさらに大きく進展した。

2 部族から村落^{ドゥアール}への分割(1863~1868年)

部族を基礎とした直接統治政策を追求していく一方で、部族の単位を解体することを奨めるというもうひとつの主張があらわれた。アルジェリアの現状に関する皇帝あての報告の中で、陸軍大臣は1856年に、「統治に関して当局に与えられた目的は部族の解体である」と断言している。この意見はその後進展し、入植の必然性という勢いのもとで、1863年4月22日と5月23日の2つの元老院決議に結実した¹¹⁾。すなわち、第二帝制前半の1852~1864年の間に実施されたカントンヌマン政策は、沿岸平野など民政区を中心として限られた地域で展開し、これに伴うフランス人植民者の定着が進むにつれ、入植地の不足も目立つようになったため¹²⁾、さらなる

入植地確保のために、内陸のアラブ人占有地に対する政策として、1863年元老院決議が發布されたのである¹³⁾。「アルジェリアのアラブ人占有地における土地所有権の設定に関する法令」と題される1863年4月22日元老院決議は、わずか7条項からなり、根強い部族共同体的土地所有を解体することを目的として、次のような段階的政策の施行が想定されたのである。すなわち第1に、部族(tribu)が土地に対して持っている用益(jouissance)の権利から部族が土地所有者であることを認めている(第1条)。つまり、共同体的所有(propriété collective)という概念で植民地化以前のアルシュ(arch)を法的に確認したわけである。その帰結として、部族の領域(territoire)を確定することが第1段階となり、その上で第2に、部族の領域をドゥアール(douars)の間で分割し、さらに第3段階として、ドゥアールの成員の個別的な土地所有権を確立することが予定されている。(第2条)¹⁴⁾。このような部族共有地分割の窮極の目的は部族の首長の支配力の縮小であり、部族を分割し、さらに部族地の中にヨーロッパ人を入植させることによって、原住民を共同体を通じての土地との自然的結合から引き離し、部族的結合を破壊して、反乱の危険を除去していくためであった¹⁵⁾。

さてここにおいて、旧来の「部族」という枠組にとって代わり「アラブ人町村(commune arabe)」の核となるべきものとして、「村落(douar)」という新しい行政区画が考え出された。そして、入植を推進し、新しく設定された村落^{ドゥアール}が、その村有財産(土地)の全部または一部を交換したり売却することを許可する政策主体として、1863年5月23日政令(第16条)は、各村^{ドゥアール}落^{ドゥアール}にジュマア(djemaa: 村落委員会)を創設することを規定した。その創設には、土地の譲渡や交換に許可を与える軍政区の指揮官または知事^{アレク}があたった。1863年7月命令が、実際に村^{ドゥアール}落^{ドゥアール}委員会(commissions syndicales)ジュマアを創設し、以後、ジュマアが村^{ドゥアール}落^{ドゥアール}を代表し、共同体の管理を担うことになった。

ところで、1863年元老院決議の適用によって創設された村^{ドゥアール}落^{ドゥアール}とジュマアは、既存の伝統的組織に基づいていたのだろうか。

①伝統的組織

1850年から1865年までのフランスの公的報告書に記述されているような部族の組織において、その基礎になる単位はドゥアール(douar)すなわち、民族の起源および習慣によって集団を成し、家畜に草をやるために一緒に移動する、テント数が8ないし10個程度の複数の家族の集合体である。彼らの幕営の形が円形であることが、アラビア語の動詞ダラdara(回る、回す)から発生したドゥアールdouarの呼び名を説明するものである。したがって、ドゥアールは緊密に構成された、比較的人数の少ない集団である。

ジュマアについていうと、これには各種の形態がある。実際に機能していた唯一のものは、たとえば部族の中の一部の遊牧する者たちのなかに存在していた。その場合、ジュマアの構成はまちまちであり、彼らはときにはフェルカの長を任命したこともある。そのほかジュマアは定住者の多い地方の小部落メシュタ(mechta)の集団の中にも存在しており、耕地の分割を担当していた。さらにまたジュマアはカビリー地方の村(tackert)または村落集団(toufiq)のなかにも存在していた。これらの地方では、ジュマアは実質的な一貫性をもっていた。家族の長で構成されたひとつのジュマアは共同体財産を管理し、投票し、税を分割し、裁判所を組織し、慣習的な法規であるカヌーン(kanoun)を変更した。しかし、征服されるとともに、カビリー地方のジュマアは政治的、財政的自立性を失い、ただ単に植民地当局に密着した管理のもとで、村の長であるアミン(amin)を選挙するのみとなった。さらに征服者側の将軍たちはジュマアとともに討議をし、降伏者に対する生命の保証であるアマン(aman)を与えたのだったが、この組織を戦争時に部族の代表として形成された例外的な組織と理解していた。事実、伝統的な部族の長はしばしばジュマアに、取るに足りない職務のみをまかせ、選挙もまた取るに足りない一面でしかなかった。したがって、旧来のドゥアールとジュマアは以下で述べるフランスが創設した組織とは共通性はまったくなかったとコロエ Collot (C.) は述べている¹⁶⁾。

②フランスが創設した組織

フランス語の概念における村落ドゥアール＝コミュニティン (douar-commune) は、とくに確定された地方においてはグルビー (gourbis) あるいはメシュタ (mechta) と呼ばれる小部落の集合体にも対応し、また遊牧地方の伝統的な複数のドゥアールにも対応するものである。この概念は部族解体の政策にも、行政上の必要性にもこたえるものであった。

さて、1863年4月22日元老院決議はどのように実施され、いかなる結果を得たのであろうか。

その実施に当たっては、まず政令により特別委員会が設置され、アルジェ総督に委員の任命が委託された。委員会の構成は、委員長として総指揮官 (généraux commandants) 1名、県副知事または県会議員1名、県職員またはアラブ人軍人1名、公有地管理官1名からなる。さらに、下部委員会がアルジェリア地方行政官によって組織され、すべての準備作業を行った。すなわち、部族の境界線、可耕地と可耕地内の放牧地、部族の勢力範囲内に含まれる私的占有地及び公有地などの正確な境界画定をするために資料を集める仕事を受け持った。その後、委員会が介入し、まず第1に隣接諸部族の代表の立ち会いのもとで分割に付される家族の土地の境界線を現場で画定すること、第2に部族共有地の境界内に含まれた私的占有者と部族との間の契約の確認、第3に割り当てられた占有地の境界線の不公正な画定に関して隣接諸部族の苦情がでる場合の裁判による決定を行った。委員会は採決したすべての措置をアルジェリア総督に報告しなければならず、総督が最終決定を下すことが規定されていた (1863年5月23日政令)¹⁷⁾。

実際の適用は、1870年普仏戦争と第二帝制転覆で作業が中断する時まで、最初の施行にあたって想定された3段階のうち、第2段階——すなわち、部族の境界の確定と部族の村落への分割——までが実施された。また、適用地域としては、フランス占領地拡大のために主に軍政区の部族が対象となり、分割が予定された部族数643のうち、1870年の中断までに374部族のみが村落への分割を終え、その結果656村落^{ドゥアール}が生まれた¹⁸⁾。残りの部族の分割及び

第3段階の私的土地所有の確定は、1873年ワルニエ法によってひきつがれることになる。

このようにして成立した村落^{ドゥアール}は、旧部族がいくつかに細分化されて複数の村落となったもの、一部族がそのまま村落^{ドゥアール}になったもの、あるいはいくつかのフェルカ (ferka) がまとまりのある一つの集合体を構成するために手直しが行われたものもある。一村^{ドゥアール}落の平均規模は、地域によってさまざまであるが、人口2000～3000人程度の村落が1つのめやすとなろう¹⁹⁾。

他方、1863年5月23日政令によって各村落の内部に創設されたジュマアは、伝統的なジュマアとはまったく異なる議会であった。ある人々はジュマアが町村議会 (conseils municipaux) と類似のものと考え、選挙によって選ばれる性格を与えようとした。実際は、ジュマアは政府の任命した者によって構成され、部族の長官であるカイドが議長を務めた。このカイドもまた政府が任命した。1865年、このジュマアに対し、原住民の長を村の問題、おもに共同体財産や集団の耕作地の管理において補助しつつ、監督する任務が与えられた。ジュマアはとくに、共同体財産の交換や譲渡に関して、判断を明らかにする任務が課せられることになった。

しかし、村落^{ドゥアール}とジュマアがその重要な機能を果たし始めるのは、1868年および1870年に軍政区に市町村^{コミューン}制が導入された時である。

3 村落から混合町村への統合 (1868年5月20日総督令以降)

村落^{ドゥアール}の創設後まもなく、植民地当局は軍政区を権威主義的でない方法で編成する必要性を感じ、1865年4月26日命令^{アレチ}をもって、軍政区の下位区画である分管区 (subdivision militaire) の中に「付加税委員会 (commissions des centimes additionnels)」を設立することを決定した。この付加税委員会は、部族および村落^{ドゥアール}において実施される支出に関して意見を述べるように要請されている原住民の長によって構成された。ついで皇帝ナポレオン三世は、1865年6月、広大な改革のプログラムと、原住民を組織して市町村^{コミューン}体制の原則を拡大することを予告した。1868年12月19日政令は民政区に

おける市町村体制を発足させたことは前章で述べた。軍政区における類似の改革は1868年5月20日政令をもって実施された。追求された目的は、ムスリム住民にフランス町村制の運用を周知させ、地方行政において、ヨーロッパ人共同体と原住民共同体を結びつけることであった。しかし、1868年5月20日命令は2種類の町村——すなわち、「準町村」と「混合町村」——を創設した²⁰⁾。暫定措置としてつくられた「準町村」は、法的に制度化された村落^{ドゥアラ}と伝統的組織としてとどまっている部族(tribus)とを、1つのまとまりのある集合体として統合したもので、分管区(subdivision militaire)の規模にも匹敵した。この町村にはヨーロッパ人住民は全くいない。「混合町村」は、純粋アラブ人町村(communes purement arabes)とフランス人町村(communes françaises)(=自治町村)との中間に位置し、ここでは下位区域サークルの指揮官が町村長の役割を果たすことになった。その傍らに、ヨーロッパ人、ユダヤ教徒、ムスリムによって構成される町村委員会(commission municipale)が設けられたが、その目的は原住民の町村行政への参加の奨励と、ヨーロッパ人共同体と原住民共同体の結合にあった²¹⁾。混合町村は自治町村への昇格が予定されていたが、その移行は容易にはすすまず実際には1950年代の改革に至るまで、多くの混合町村は存続した。「準町村」は、1874年11月13日命令^{アレテ}をもって「原住民町村」に代替されたことは先述のとおりである。

以下では、「準町村」と「混合町村」の成立状況をみておくことにしよう。

準町村は1870年に15町村成立し、1874年まで存続したが、1874年11月13日命令^{アレテ}をもって、それらは29の原住民町村に分割された。後に、ごく少数の植民者が加わって混合町村になった原住民町村もあった。1900年、原住民町村の数は12で、1956年には13町村が存在し、常に1874年11月13日命令^{アレテ}によって統治された。すなわち、町村議会は総督によって任命された原住民有力者から成り、それを構成するいくつかの村落^{ドゥアラ}の各ジュマアのメンバーも任命制であった。

混合町村は、1870年には17町村が成立し、合計

3870人のヨーロッパ人がそれらの町村に統合されていた。これらの混合町村は1874年まで存続するが、1879年までにさらに16の新しい混合町村が成立した。しかし、軍政区の混合町村では、それを構成する村落^{ドゥアラ}のジュマアは少しずつなくなっていく。1900年には、民政区の混合町村は73、軍政区のそれは6であった。

以上、原住民部族が分割されて成立した村落^{ドゥアラ}がフランス市町村制に統合されていく過程をみてきた。

- 1) Collot (C.), *op. cit.*, pp. 85-91.
- 2) 宮治一雄「アルジェリアにおける土地政策」星昭編『アフリカ植民地化と土地労働問題』、アジア経済研究所、1973年、128頁。
- 3) Rinn (Louis), *Le royaume d'Alger sous le dernier dey*, Jourdan, 1900, p. 172.
- 4) Julien (Ch.-A.), *op. cit.*, p. 7.
- 5) 拙稿「オスマン帝国支配末期の『アルジェリア危機』——フランスによる植民地化の原因をめぐって——」『吉備国際大学紀要』創刊号、1991年、162頁。
- 6) Ageron (Ch.-R.) *op. cit.*, p. 20.
- 7) Julien (Ch.-A.), *op. cit.*, p. 333.
- 8) これはもともとドウマの功績と言えるものであった。Ageron (Ch.-R.), *op. cit.*, p. 22.
- 9) *Ibid.*, p. 22.
- 10) Yacono (Xavier), *La colonisation des plaines du Chéelif*, Alger, 1955-1956, Tome II, p. 284.
- 11) Collot (C.), *op. cit.*, p. 87.
- 12) 宮治一雄「アルジェリアにおける土地政策」、前掲書、128頁。
- 13) 1863年4月22日元老院決議が發布されるまでの、元老院での法案の審議過程においては、ナポレオン三世の命令に従うために法案の擁護にまわった賛成者とアルジェリア植民者を中心とする頑強な反対者の激しいやりとりが展開された。1863年3月初めに提出された元老院決議の草案は、一委員会に報告書の作成のための法案条項の検討が委ねられた。4月13日になってようやく元老院での審議は終了し、法案は通過成立するが、皇帝ナポレオン三世は、この新しい土地法の実施は国民の熱烈な支持を得られないと考え、自己の主導権に基づいてことを運ぶことに決心した。この法案の審議過程については、別稿で詳しく検討したい。なお、一次史料としてはアルジェリア総督府の次の史料が、また研究書としては次のものがある。
—Algérie, Gouvernement Général, *Documents*

officiels relatifs à la Constitution de la propriété dans les territoires occupés par les Arabes, Année 1863, Alger, 1864.

— Annie Rey-Galdzeiguer, *Le Royaume Arabe*, Paris, 1978, pp. 209-223.

14) Juris-Classeur Algérien, 22 avril 1863, Sénatus-Consulte relatif à la constitution de la propriété en Algérie dans les territoires occupés par les Arabes.

15) Karl Marx, "Le système foncier en Algérie au moment de la conquête française," *Sur la société pré-capitaliste*, Ed. CERM, Paris, 1970.

16) Collot (C.), *op. cit.*, p. 88.

しかし、フランスが創設したドゥアールとジュマアが、旧来の組織を全く利用していなかったのかどうか、それとも枠組を利用しながら実態を改変していったということなのか、実証的に検討する必要がある。また、1871年に部族の大規模な反乱が起こったカビリー地方の例と、その他の地域の例の相違など、伝統的組織の地域的な違いや植民地化の段階の相違を考慮して、フランスが創設したドゥアールやジュマアの実態を探る必要があるであろう。

17) Juris-Classeur Algérien, 23 mai 1863, Décret portant règlement d'administration publique pour l'exécution du Sénatus-Consulte du 22 avril 1863, relatif à la constitution de la propriété en Algérie, dans les territoires occupés par les Arabes.

18) Benachenhou (Abdellatif), *Formation du sous-développement en Algérie (1830-1962)*, Alger, 1987, p. 72.

19) アルジェ州における1863年元老院決議の適用を扱ったサント・マリ (A.) の研究によると、アルジェ州のドゥアールの平均規模として、面積5000ha, 人口1400人のものが想定されている。しかし、地域やドゥアールの創設時期の違いによって、その規模はさまざまであり、平均的数字は相対的な意味しかもたない。— Sainte-Marie (A.), "La province d'Alger vers 1870 : l'établissement du douar-commune et la fixation de la propriété en territoire militaire dans le cadre du Sénatus-Consulte du 22 Avril 1863," *Revue de l'Occident Musulman et de la Méditerranée*. 1971. No. 9, pp. 41-42.

— Sainte-Marie (A.), *L'Application du Sénatus-Consulte du 22 avril 1863 dans la province d'Alger (1863-1870)*, 1969, Alger.

なお、1863年元老院決議の適用過程については、上記のサント・マリの研究と、ウアルスニス地方を取りあ

げた次のサリの研究、および私が現在すすめているウアルスニス地方の1山村トゥニエ・テル・ハアドの事例研究(後述)に基づいて、稿を改めて論じる予定である。

— Sari (Djilali), "Le démantèlement de la propriété foncière," *Revue Historique*, Paris, 1973, No. 505.

20) Collot (C.), *op. cit.*, pp. 89-91.

21) Ageron (Ch.-R.), *op. cit.*, pp. 46-47.

結びにかえて

本稿では、19世紀前半にフランスの植民地となるアルジェリアの植民地化の過程を、その支配機構としての市町村体制の形成を中心に検討した。入植政策によって特徴づけられるフランスの植民地政策は、アルジェリアにヨーロッパ人入植者をいかに組み込んでいくかの問題に直面し、入植拠点への市町村制導入の一方では、ヨーロッパ人共同体と原住民共同体との結接点としての行政町村の創設を模索する。そして1868年以降確立された市町村体制は、部族を解体してつくられた原住民村落をもその内部に包摂し、原住民政策を統合して、それまでヨーロッパ人と原住民の2つの共同体に対して別々に進められていた統治行政制度を一元化することになった。すなわち、行政町村を「自治町村」、「混合町村」、「原住民町村」の3種類に分類することによって、植民地アルジェリアに特有の地方行政制度をつくり上げたのである。そして、「自治町村」、「混合町村」と称される行政町村は、ヨーロッパ人と原住民の2つの共同体を緊密に結びつける支配機構としての機能を果たすことによって、複雑にからみ合う複合民族社会をアルジェリアに生み出すことになった。こうしたフランス植民地支配のあり方は、イギリスの植民地に見られるような、部族組織を温存して利用する間接統治とは対照的なものと言えよう。行政町村は、「軍事的行政的」支配として特徴づけられるフランスの植民地支配のあり方そのものを表わすものであった。しかしその実態の解明はここでは成し得ず、行政区画の制度的な改変を市町村制形成の第1段階(1830~1870年)に限って跡づけるにとどまった。

さて、フランスの行政町村の形成は、アルジェリアの地域社会をどのように再編していくのか。その

過程で「原住民」社会はいかなる変容を遂げ、原住民は其中でどのようにして民族形成の道をたどり始めるのか。換言すればアルジェリア民族運動の起源を探ることを目的として、行政町村の実態を植民地期全般にわたるその変容過程の中で解明することが次の課題である。私は、植民地時代のアルジェ県の西南に位置するウアルスニス Ouarsenis 地方の1町村、トゥニエ・テル・ハアド Teniet-el-Hâd を取り上げ、1863年元老院決議適用以降の行政町村の形成と農村社会の変容を、この町村の事例研究¹⁾から実態的に探りたいと考えている。ここでは、同町村形成の概要に触れる余裕はないが、今後の課題を明らかにすることで本稿の結びにかえたい。すなわち、トゥニエ・テル・ハアドに1880年代に創設された2種類の町村——トゥニエ・テル・ハアド自治町村とトゥニエ・テル・ハアド混合町村——の事例研究²⁾を通して、地方行政制度を軸としたアルジェリアの近代植民地社会の形成をめぐる諸問題として、次のような点を解明していきたいと考える。

まず、行政町村形成の第1段階についてはさらに2つの時期を区分できるであろう。第1期はヨーロッパ人入植拠点の形成と原住民部族の解体政策が別々に進行していた時期であり、第2期は1868年以降、両者が統合されて自治町村、混合町村が形成される時期である。第1期では、入植拠点および原住民村落^{ドゥッアール}の実態を探りたい。すなわち、入植拠点の創設の目的とその形成過程は、フランス本国の政治的・経済的要因に規定される入植政策と現地アルジェリアにおいて入植地確保のために展開された土地政策との変遷の中で明らかにする必要がある。そして成立した入植拠点の植民人口の構成と彼らの経済活動（主に農業）の開始にともなう定着化の過程はどのようなものであり、町^{コミューン}村への昇格の条件は何であったのかを検討したい。次に原住民村落^{ドゥッアール}の形成については、1863年元老院決議適用による部族の解体政策の地方におけるその政策主体であった下位委員会とはいかなるものであったのか、そしてこの政策に対する原住民の抵抗はどのような形で表われるのか、両者の対抗関係の中で政策の施行過程^{ドゥッアール}をみていきたい。そして成立した村落は、やがて自治町村や混合町村に統合されていく中で、その重要性

を失い、その枠組が消滅していくのか、それとも常に植民地支配に対する住民抵抗の結集の場となりうるのか。また村落^{ドゥッアール}の中に設けられたジュマアは、上記の下位委員会に取って替わって部族の解体政策のための村落内の土地の境界確定の作業を担っていくのか、そしてその機能を果たし終えた後にはやがて消滅するのか。あるいは形骸化した形で残存するのか。

次に第2期の課題は、自治町村と混合町村の実態の解明である。入植拠点と村落^{ドゥッアール}から構成される自治町村は、町村議会が町村長の選出、予算等の決定権限をもつが、町村議会はヨーロッパ人入植者のみが選挙で選ばれ、ムスリム住民は任命制で、人口比にかかわらず定数の4分の1以下に制限されていた。ここではまず、自治町村の住民構成を明らかにし、どのような人々が町村行政を担っていくのかを検討したい。すなわち、植民地当局の土地政策の窮極の目的であった、アルジェリアにおける私的土地所有権の確立は、ヨーロッパ人入植者と原住民ムスリムに対してそれぞれどのように進められ、その結果生み出された土地所有者層とはいかなる人々であったのか、そして彼らは行政的権力層と重なるのか。さらに、土地所有者の所有規模別階層分化は、住民の民族構成とどのような関連をもつのか。これら土地所有者層の分析については、1868年以降各町村で作成されていく土地台帳の分析から明らかになるものと思われるが、土地台帳の整備は税制の確立のために進められた。要するに、「原住民からの吸い上げ方式」と言われる町村予算の作成の実態をみていくことによって、町村レベルの行政制度がいかにして植民者の原住民に対する支配組織として機能していったのかを解明したい。振り返って、「自治町村」とは正確には「完全施行町村」と称されるものであり、「自治町村」という通称は、町村住民のうち、ヨーロッパ人植民者のみが町村レベルの「自治」を獲得していたことを意味するものにすぎない。そして1870年代以降のこうした自治町村の増加は、植民地統治におけるヨーロッパ人植民者の政治的発言権の増大を物語るものと言えよう。ただし、差別を受けながらも町村行政に深く関与し、植民地統治機構の中に組み込まれていくことによって大土地所有者

となる少数の現地住民の存在をも見逃がすことはできない。彼らが町村行政におけるヨーロッパ人共同体と原住民共同体を接合する要としての役割を果たすことになるのであるが、民族運動に対峙した時、彼らの立場は微妙なものとなり、フランス当局側と民族運動側の間で揺れ動く。他方、「自治」が認められていない混合町村は、入植者の利益擁護のために中央権力への依存がより強まるものと思われるが、この点を自治町村との比較から検討したい。さらに、自治町村と混合町村の行政機構上の相違が、植民者内部での階層化に反映するのかどうかについても考えていきたい。それはヨーロッパ人植民者の原住民社会の中での定着の度合いを測ることもつながり、後の民族運動への対応の仕方にも、地域間あるいは植民者間でのさまざまな相違を生み出すのではなからうか。要するに、アルジェリアの伝統的な社会組織を解体し、その最末端に至るまでヨーロッパ人を入植させるという、フランス植民地政策が生み出した複雑に結びつけられた複合民族社会が、アルジェリア民族運動に直面した時、民族の対立の構図が地域社会においては単純には描けなかったところに、アルジェリアの植民地社会の特徴が見い出せるのではなからうか。

以上述べたような課題は、19世紀後半につくり上げられたフランス植民地支配のあり方が、1世紀後、世界で最も激しいと言われるアルジェリア民族解放戦争を勃発させ、100万人のヨーロッパ人入植者をアルジェリアから引き揚げさせて社会構造の転換を招くことになる、その独立のあり方を規定する、歴

史的諸条件をいかにして醸成していったのかを探ろうとするものであり、市町村制の歴史の第2段階、第3段階の検討をも含め、今後の実証研究によって明らかにしていきたい。

- 1) ウアルスニス地方は、アルジェ西方に位置する沿岸部のシェリフ平野の豊かな農業地域と南部のサハラ砂漠地域の中に位置する貧しい農業地帯で、標高1000~2000mの山々を含む山岳地帯とその周辺に山麓地域から成っている。そして内陸山地でありながら、ヨーロッパ人入植者の数も比較的多く、植民地化による社会変容を捉えるために充分成果をあげうる対象地域であると思われる。またここは、独立戦争が激しく展開された地域でもあり、植民地支配と民族解放闘争の衝突の場として、さまざまな問題提起が可能な素材であると考えられる。私は1984年に現在のトゥニエ・テル・ハアド市を訪れる機会に恵まれ、そして偶然にも同市の市役所で、1863年元老院決議適用以降の植民地行政文書を発見した。この現地における町・村レベルの行政文書の発見が、私に行政町・村形成のひとつのモデルをつくりあげる視点とその可能性を開いてくれた。
拙稿「アルジェリア農村史研究の旅」『歴史学研究月報』No. 334, 1987年10月。

- 「アルジェリア民族解放戦争の裏切り者」『国際関係研究所報』第21号、津田塾大学、1987年11月。
- 2) 民族解放戦争が始まる直前の1950年前後に、町・村レベルのモノグラフが行政当局によって次々に作成されるが、トゥニエ・テル・ハアドに関しては次の2つのモノグラフがある。

— Monographie de Commune Mixte de Teniet-el-Hâd, 1948.

— Monographie de Commune de Plein Exercice de Teniet-el-Hâd, 1953.

投 稿 敏 迎

次の要領で投稿をお願いします。締切日はとくに定めていません。

【種類と標準枚数】 論文、50~80枚；研究ノート、20~50枚；批判と反省・研究動向、20~40枚。

(いずれも、図表・註など含めて400字詰で換算)。規定枚数を厳守してください。

【原稿】 ①原稿用紙使用の場合、横書き、1マス1字とし、鉛筆書きはご遠慮ください。欧文が入る場合にはなるべくタイプをお願いします。②ワープロ原稿の場合は、なるべくA4、23字×30行をお願いします。③審査の迅速化のため、コピー1部をそえて下さい。④執筆者名にはローマ字のよみ方を添え、また論題には英訳をつけて下さい。

【審査】 委員会の責任において審査し、できるだけ早く採否を通知します。不採用の場合は、原稿はすぐお返しします。

【投稿先】 歴史学研究会編集部宛。